

ミニシンポジウム「人種差別禁止法案について考える ～ヘイト・スピーチをめぐる～」

Hate Speech and the Need for Legislation against Racial Discrimination in Japan

菅原 真 (南山大学)

Shin SUGAWARA (Nanzan University)

趣旨説明

Introduction and Overview

日本における「多文化共生社会」の実現を阻むものとして、在特会やその支持者らによる人種差別的言動が大きな社会問題となっている。とりわけ特別永住者をはじめ在日コリアンに対するヘイト・スピーチ、ヘイト・クライムは、生命・身体に対する恐怖を引き起こすとともに、子どもたちの学習権を侵害するなど、看過できない極めて深刻な状況を作り出している。

「京都朝鮮学校事件」の刑事事件（最決 2012 年 2 月 23 日で確定）、民事事件（最決 2014 年 12 月 9 日で確定）では、それらのいずれにおいても、裁判所がヘイトする側の行為を断罪した。周知のように、国連委員会は 2001 年、2010 年、2014 年の三回にわたり包括的な人種差別禁止法を制定するよう勧告を行ない、法制化の必要性は国民の間にも広まりつつある。既にたくさんの文献や特集記事も出版され、この問題に関する論点も明らかになった現在、焦点は、法的規制の功罪やその有効性に関する議論をふまえた上で、ヘイト・スピーチ規制の範囲・内容・方法に関する具体的議論へと推移している。

日本政府は、憲法第 21 条の「表現の自由」の保障を根拠に、人種差別撤廃条約を批准する際、締約国に対してヘイト・スピーチの法規制を求める規定（4 条(a)項・(b) 項）を留保した。日本の憲法学では、現在でもヘイト・スピーチについては法規制消極論が多数派を占めているが、近時、日本における特定人種に対するヘイト・スピーチの「歴史性」、「非対称性」を認識することの重要性を指摘しながら、現行法での対処の不備を指摘し、何らかの形でヘイト・スピーチの法的規制の必要性を主張する見解も徐々に増加しているように思われる。

現在の第 190 回通常国会では、昨年 5 月に野党議員によって提出された継続審議中の「人種等を理由とする差別の撤廃のための施策の推進に関する法律案」（人種差別禁止法案）に加え、本年 4 月に自民党・公明党議員によって「本邦出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律案」が上程された。おそらく 5 月下旬の本学会開催時には、法案審議も進んでいることであろう。

本ミニシンポジウムでは、日本におけるヘイト・スピーチをめぐる現状と課題を明らかにし、会員間で認識を深めるとともに、人種差別撤廃のためにいかなる法律が日本社会に必要であるかについて議論・考察することを目的とする。そのために、憲法・国際人権法の研究者、「京都朝鮮学校事件」の関係者で刑事法研究者、朝鮮学校の研究を実証的に行ってきた社会学者、そして人種差別禁止法案を策定した国会議員から報告をいただき、さらにパネルディスカッションを行う。人種差別撤廃の活動をリードしてきた弁護士からも「コメント」をいただき、限られた時間ではあるが、会場内からの質問にも可能な限り応えていきたい。